

陳 情 第 53 号	令 7. 5. 30 受 理
(件 名) あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求めることについて	
(陳情の要旨) 令和7年2月18日、厚生労働省が公表したあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（あはき・柔整広告ガイドライン）が適正かつ積極的に運用されることを求める。 国民が適切にあん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復の施術を受けるためには、施術所におけるルールの遵守が重要となる。 各法律に違反するような広告や国民に誤解を与えるような広告が施術所の信頼を損ない、国民の健康被害につながる可能性も否定できない。 ついては、これらの改善指導を行う権限を有する、地域保健法第5条に規定する保健所を設置している自治体においては、通報対応だけではなく、一斉点検や文書配布等の適切な施策を講ずることにより、当該ガイドラインに違反する広告に対する改善指導を行っていただくよう強く希望し陳情する。	